

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第59号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市スポーツ施設設置条例施行規則（平成25年大和市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項第2号中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同項ただし書中「前条第1号」を「同項第1号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前条第2項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、大和市営大和スポーツセンター駐車場に駐車した事実が確認できる書面等（同条第1項第5号に掲げる利用にあつては、当該書面等及び同号に掲げる利用であることを証明する書類又はその写し）を提示することにより、指定管理者に申し出なければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申出があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、利用料金を減免することが適当と認めた者に対し、減免承認印の押印、割引券の交付等により減免するものとする。

第10条を第11条とする。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第19条第4項の規定による大和市営大和スポーツセンター駐車場の利用料金の減免は、次の各号に掲げる利用者等の区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 前項第1号に掲げる利用をする利用者（主催者又は共催者としての業務（当該者から委託を受けた業務を含む。）に従事する者及び主催者又は共催者が来賓として招待した者を含む。） 利用料金の全額

(2) 前項第5号に掲げる利用をする利用者等 利用料金の全額

(3) 指定管理者が特に必要があると認めた利用者等 指定管理者が定める額

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1号中「伝染病患者」を「感染症患者」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の

1 条を加える。

（大和市営大和スポーツセンター駐車場の利用）

第6条 大和市営大和スポーツセンター駐車場の利用をしようとする者については、所定の利用料金を支払うことによって、利用を申請し、及び承認を受けたものとみなす。

別表中「第13条」を「第14条」に改め、同表関係条文の欄中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。